

中小企業・個人事業者向け支援事業

地域企業経営支援金

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により厳しい状況にあっても、感染症対策に取り組みながら事業の継続を図る中小企業者等を支援するための支援金です

令和2年11月から令和3年3月の対象期間のうち、いずれか1か月の売上が前年同月比**50%以上減少**、または連続する3か月の売上が前年同期比**30%以上減少**している対象業種※の事業者の方が対象となる支援金です。

※対象業種については裏面を参照してください。

支援金とは？

対象期間内の連続する3か月の売上について前年同期の売上との差額（減収額）を1事業所あたり**40万円**を上限として支援します。

多店舗を経営されている方には、1事業者当たり
個人事業主は**100万円**、法人及び組合は**200万円**を上限として支援します。

【申請期限】

令和3年**6月30日（水）**まで

支援金の申請にあたっては、はじめに募集要項（申請様式）を取得し、内容を確認いただく必要があります。
募集要項（申請様式）は「岩手県のHPからダウンロードする」か「商工会の窓口」で取得できます。

岩手県 中小企業経営支援金

検索



【お申込み・お問合せ先】

住田町商工会

〒029-2311 住田町世田米字世田米駅33

TEL:0192-46-2311

FAX:0192-46-3631

【新型コロナウイルス対策】地域企業経営支援金支給事業

【対象業種 一覧表】

大 分 類	中 分 類
G（情報通信業）の一部	38 放送業 39 情報サービス業 40 インターネット付随サービス 41 映像・音声・文字情報制作業
H（運輸業、郵便業）の一部	43 道路旅客運送業 ただし、小分類431 一般乗合旅客自動車運送業を除く。 44 道路貨物運送業
I（卸売業、小売業）の一部	56 各種商品小売業 57 織物・衣服・身の回り品小売業 58 飲食品小売業 59 機械器具小売業 60 その他の小売業
J（金融業・保険業）の一部	64 貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関 65 金融商品取引業、商品先物取引業 67 保険業（保険媒介代理業、保健サービス業を含む）
K（不動産業、物品賃貸業）	68 不動産取引業 69 不動産賃貸業・管理業 70 物品賃貸業
L（学術研究、専門・技術サービス業）	71 学術・開発研究機関 72 専門サービス業（他に分類されないもの） 73 広告業 74 技術サービス業（他に分類されないもの）
M（宿泊業、飲食サービス業）	75 宿泊業 76 飲食店 77 持ち帰り・配達飲食サービス業
N（生活関連サービス業・娯楽業）	78 洗濯・理容・美容・浴場業 79 その他の生活関連サービス業 80 娯楽業
O（教育、学習支援業）	81 学校教育 82 その他の教育、学習支援業
P（医療、福祉）	83 医療業 84 保健衛生 85 社会保険・社会福祉・介護事業
R（サービス業）の一部	88 廃棄物処理業 89 自動車整備業 90 機械等修理業 91 職業紹介・労働者派遣業 92 その他の事業サービス業 95 その他のサービス業

※ 総務省「日本標準産業分類（平成21年3月23日告示第175号（平成25年10月改定））」に基づく分類

申請にあたっての注意！

- ・ ご自身が支援金の対象になるかについては、募集要項を確認し、不明な点があれば店舗・事業所が所在する商工会議所・商工会へ確認を行ってください。
- ・ 申請にあたっては以下の書類が必要となりますので、予めご準備ください。
 - ①対象期間の売上が分かる書類
 - ②対象期間の前年同期の売上が分かる確定申告書等
 - ③（法人の場合）履歴事項全部証明書
 - ④（個人事業者の場合）本人確認書類（運転免許証、パスポート等）